

# 上矢部高等学校の生活の心得

## 1. 学習

- (1) 学校は勉強する場所です。履修する学科については、全力で目的達成に努めましょう。
- (2) 予鈴がなったら自分の席に座り教科担当の来室を待ってください。
- (3) 授業中は静粛に、能率的に学習を進められるように心がけてください。予習・復習をしっかりと行ない、提出物・課題等は必ず期限までにやり遂げてください。
- (4) 授業を受けるマナーについて
  - ①授業に遅刻しないこと。
  - ②指定された座席に着席し、授業に必要なものを机の上に出していること（教員の指示のないものはバッグにしまうこと）。
  - ③授業に関係すること以外での携帯電話使用、イヤホン装着、勝手なおしゃべりは絶対しないこと。
- (5) 授業中、やむを得ぬ理由で入退室するときは、教科担当の許可を受けてください。
- (6) 教室は常に清潔・整頓を心がけ、気持ちよく授業を受けられるように努めましょう。

## 2. 通学

- (1) 登下校の際は交通法規を厳守すること。また各自が社会の一員たることを忘れず、他人に迷惑を及ぼしたり本校生徒としての品位を傷つけたりすることのないよう心がけてください。
- (2) 原動機付自転車、バイク、車などの車輜による通学は禁止です。
- (3) 自転車通学は、許可制とします。二人乗り以上の乗車は厳禁です。
- (4) 通学途上、万一事故にあったときは、適切に対処するとともに、速やかに学校に連絡してください。
- (5) 通学時は制服着用です。休業日における通学も原則として同様です。

## 3. 出欠

- (1) 欠席・遅刻・早退は必ず担任に連絡してください。ただし、特別な理由でないかぎり欠席・遅刻・早退をしないこと。
- (2) 欠席するときは、8時30分までに保護者を通じて連絡してください。
- (3) 公式行事への参加、学校代表としての派遣等、校長が教育上必要と認めた欠席は、公欠扱いとなります。なお、この場合は事前に担当教員を通じて校長の許可を得てください。
- (4) 受験や就職活動に関する欠席は、出席停止扱いとなります。

## 4. 校内生活

- (1) 校内では、互いに成長していける環境づくりを心がけましょう。また、常に礼儀正しく人に接し、安全と秩序を乱す行為をしてはいけません。
- (2) 学校の施設・設備・備品の利用については事前に学校の許可を受け、常に大切に利用してください。
- (3) 学校生活に不要な物品は校内に持ち込まないこと。所持品には記名し、金銭や貴重品などは管理に十分注意し、紛失・盗難を防いでください。なお、不要な物品を持ち込んだ場合には、一定期間預かることもあります。
- (4) 個人ロッカーは必ず各自で施錠してください。
- (5) 登校後の校外への外出は原則として認めません。やむを得ず外出する場合は、学級担任の許可を受けてください。
- (6) 言葉遣いは生徒の品位を保ち、年長者に対しては敬語を使い、生徒間であっても丁寧にしましょう。

## 5. 校外生活

- (1) 校外では社会の一員としての自覚を持ち、品位と責任のある行動をとってください。また、高校生であることを忘れず、保護者と学校の指示に従ってください。
- (2) 深夜の外出は避け、風紀上好ましくない場所へは立ち入ってはいけません。
- (3) 泊をとまなう旅行等は保護者の了解及び引率者の責任の下で行なうものとしませんが、事前に学校に届け出て、その指示に従ってください。
- (4) アルバイトを行なう場合は届け出ること。また、実施に際しては保護者とよく相談をし、学業に支障の無いよう配慮してください。

## 6. 服装・身だしなみ

### 【男子の服装】

- (1) 学校指定業者による制服（ブレザー・ズボン・ネクタイ）を着用すること。改造は禁止です。
- (2) ワイシャツは白かつ無地の一般ワイシャツを着用すること。（開襟は不可）
- (3) ネクタイは常時着用すること。
- (4) 校章はブレザーの襟カザリ穴につけること。

### 【女子の制服】

- (1) 学校指定業者による制服（ブレザー・スカート・ズボン）を着用すること。改造は禁止です。
- (2) 白色かつ無地の一般ワイシャツまたはブラウスを着用すること。ただし、華美なものは不可です。
- (3) リボン又はネクタイは常時着用すること。
- (4) 校章はブレザーの襟カザリ穴につけること。

### 【セーター・カーディガン・ベスト】

- (1) 色は、いずれも一色無地で華美でないものとします。
- (2) セーター、カーディガン等での登校は禁止です。

### 【コート】

- (1) ジャンパー・ブルゾン・パーカーは不可です。

### 【夏季の服装（期間5月1日～10月31日）】

#### (1) 男子の服装

- ア. 白色かつ無地の一般ワイシャツ（開襟も可）または白ポロシャツ。ネクタイは着用しなくても可。
- イ. 白ポロシャツは無地に限定されています。ただし、胸のワンポイントは可とします。
- ウ. 寒い日はブレザーを着用し、バッジ、ネクタイをつけてください。

#### (2) 女子の服装

- ア. 白色かつ無地の一般ワイシャツまたはブラウス（開襟も可）または白ポロシャツ。ただし華美なものは不可です。
- イ. 白ポロシャツは無地に限定されています。ただし、胸のワンポイントは可とします。
- ウ. 寒い日はブレザーやベストを着用し、ブレザーにはバッジをつけてください。
- エ. ベストの着用時には胸に校章をつけること。

### 【身だしなみ、他】

1. 定められた服装で通学すること。定められた服装とは上記のとおりです。
2. 服装・身だしなみについては規定を守り、質素、清潔を心がけ、常に高校生としてその品位を失わないように努めてください。
3. 髪は高校生らしい品位と節度のあるものとします。パーマ・染色・脱色等は禁止です。
4. 装飾品等を身につけることは禁止です。
5. 校内履きは学校指定のものを履いてください。
6. 必ず校章を所定の位置につけてください。
7. 休業日の通学時も制服を着用すること。ただし、部活動におけるジャージ等での通学は、顧問の指示に従ってください。
8. やむを得ない理由により、規程の服装で通学できない場合、異装届を担任に提出してください。

## 7. 特別指導について

学習保障及び必要最小限の秩序維持のために、高等学校では以下の行為は特別指導の対象となります。

- (1) 不正受験行為及び授業妨害行為
- (2) 暴力・いじめ・喧嘩行為・SNSでの誹謗中傷
- (3) 施設・設備・備品の損壊行為
- (4) 窃盗行為
- (5) 喫煙・飲酒行為
- (6) シンナー等有機溶剤及び麻薬等乱用薬物の所持・使用・売買行為
- (7) 賭け事行為
- (8) 金銭貸借・授受及びパーティ券等の売買行為
- (9) 原動機付自転車以上の車輛による通学及び制服乗車行為（同乗を含む）
- (10) 以上の行為に準ずる行為及び幫助行為
- (11) 極端に明るい頭髪
- (12) その他、学校教育を遂行する上で他の生徒・教職員・一般市民に迷惑や損害を与える行為

・高校での生活が、義務教育である小中学校と決定的に異なる点は、「自分の意志で進んで学校に来る」という事です。ですから高校での生活には、自覚と責任が伴います。自分で考え、責任を持って行動する事が必要になります。

・当然他人の迷惑になったり、社会のルールに反した行動については、注意・指導を受けると共に、その行動の責任が問われます。怠学という行動の結果が、原級留置になり、周囲に迷惑をかける行動の結果が、特別指導となります。

・本校では、生徒一人ひとりの人権を守り、だれもが3年間の学校生活を豊かで意義のあるものになりたいと考えています。ですからみなさんも、学校の内外でルールとマナーをきちんと守り、お互いに楽しく健やかな3年間を過ごせるように、自覚を持って行動してください。